

独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所 YouTube 運用ガイドライン

令和3年2月22日

(目的)

1. このガイドラインは、独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所が YouTube におけるアカウントを取得し、YouTube を通じてより多くの方へ情報提供を行うための基本的なルールを定めるものである。

(アカウント)

2. アカウントは次のとおりとする。
 - (1) ページ名 : 徳山ダム管理所
 - (2) URL : https://www.youtube.com/channel/UC5QAwDveICWkUJ_Ns74OxpA/featured

(運営方法及び管理者)

3. YouTube の運用は徳山ダム管理所にて行うものとし、YouTube 管理者は総務課長とする。

(管理者の役割)

4. YouTube 管理者は、ログインパスワード等を適正に管理し、投稿する情報を決定するとともに、円滑な運用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(投稿)

5. YouTube による情報の投稿は、YouTube 管理者の監督のもと、指定された担当者が行うものとする。

(投稿内容)

6. YouTube における投稿内容は、次に掲げる情報とする。
 - (1) 徳山ダムの広報に関する情報
 - (2) 揖斐川町の観光など町の活性化に寄与する情報
 - (3) インスタグラム管理者が必要と認める情報

(コメント等への対応)

7. コメント等への対応は、原則として行わないものとする。

(投稿に際しての留意事項)

8. 情報の投稿に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 公式なアカウントであることを十分認識し、適切な情報を投稿しなければならない。
 - (2) 本アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
 - (3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに最大限留意しなければならない。
 - (4) 投稿する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(なりすまし防止)

9. 他者によるなりすまし行為による誤情報等の流布を防止するため、YouTubeのアカウント名を徳山ダム管理所のホームページ上に明示する。また、なりすまし行為を発見した場合は、ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿に記載するリンク先)

10. 投稿に記載するリンク先は、原則として水資源機構ホームページ又はYouTube管理者が必要と認めるもののみとする。

(不適切な情報発信等の対応)

11. 職員または他者から不適切な情報発信である旨の連絡があった場合は、YouTube管理者は必要に応じて、当該YouTubeの削除及び訂正を行うものとする。

(運用ポリシーの周知・変更等)

12. 本ガイドラインの内容は徳山ダム管理所ホームページに掲載し周知する。また、ガイドラインは必要に応じて変更するものとする。